別表１

修学・修業・就学支度資金　貸付限度額一覧表（令和５年４月１日現在）

※「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく高等教育の修学支援新制度（新制度）による入学金・授業料減免又は給付型奨学金（学資支給金）を受ける場合、以下の貸付限度額より新制度の支援等の金額を控除した金額が貸付限度額となります。

（単位：円）

就学支度資金　貸付限度額				修学資金　貸付限度額（月額）					
学校種別		自宅	自宅外	学校種別		年収900万円以下		年収900万円超	
						自宅	自宅外	自宅	自宅外
高等学校 専修学校（高等課程） 高等専門学校	国公立	150,000	160,000	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	27,000	34,500	27,000	34,500
					私立	45,000	52,500	45,000	52,500
	私立	410,000	420,000	高等専門学校（1～3年生）	国公立	31,500	33,750	31,500	33,750
					私立	48,000	52,500	48,000	52,500
				高等専門学校（4～5年生）	国公立	67,500	76,500	67,500	76,500
					私立	98,500	115,000	89,000	102,500
専修学校（専門課程） 短期大学 大学	国公立	410,000	420,000	専修学校（専門課程）	国公立	67,500	78,000	67,500	77,500
					私立	89,000	126,500	84,500	108,500
				短期大学	国公立	67,500	96,500	67,500	86,500
	私立	580,000	590,000		私立	93,500	131,000	86,500	110,500
				大学	国公立	71,000	108,500	69,500	92,500
					私立	108,500	146,000	95,000	121,000
大学院（修士/博士）	国公立	380,000	380,000	大学院（修士課程）	国公立	132,000	132,000	132,000	132,000
					私立	132,000	132,000	132,000	132,000
	私立	590,000	590,000	大学院（博士課程）	国公立	183,000	183,000	183,000	183,000
					私立	183,000	183,000	183,000	183,000
専修学校（一般課程）		150,000	160,000	専修学校（一般課程）		52,500	52,500	52,500	52,500
修業施設		272,000	282,000						

○ 高等専門学校

目　　的：「高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」（学校教育法第 115 条）

修業年限：5 年（商船に関する学科については、5 年 6 か月）

入学資格：「中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」（学校教育法 57 条、第 118 条）

○ 専修学校

目的：「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」（学校教育法第 124 条）

専門課程　修業年限：1 年以上

入学資格：「高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者」（学校教育法第 125 条）

高等課程　修業年限：1 年以上

入学資格:「中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者」（学校教育法第 125 条）

一般課程　修業年限：1 年以上

入学資格：特になし

□ 修業施設等

学校教育法第 134 条に定める各種学校、又は、はり師、きゅう師、理容師、栄養士の養成施設等、同法以外の法律若しくは政令の規定に基づき特別の教育を行うもの